

旭川市建設業者指名基準

旭川市契約事務取扱規則（昭和39年規則第22号）第14条及び旭川市競争入札参加者選定要綱（以下「要綱」という。）に基づき、建設工事の請負契約並びに測量並びに工事に係る調査及び設計業務の委託契約（以下「建設工事等」という。）の指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準を、次のとおり定める。

第1 旭川市建設業者等選定委員会又は選定部会における業者の選定は、建設工事等の施行の決定後行うこととする。選定に当たっては厳正かつ公正を期すとともに、契約の適正な履行の確保ができる範囲内において、市内業者の育成に努めなければならない。

第2 建設工事等の予定価格に対応する建設工事等の種類別の等級格付は、別表第1に掲げるとおりとし、競争入札に参加させることができる者は、要綱第16条の規定により競争入札参加者として決定された者（以下「有資格者」という。）とする。

第3 建設工事等を指名競争入札に付するときは、入札参加者の指名にあたって、次の各号に留意するとともに、当該会計年度における指名及び受注の状況を考慮し、指名が特定の有資格者に偏しないようにしなければならない。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 経営状況
- (3) 工事の成績
- (4) 手持建設工事等の状況
- (5) 当該建設工事等施工についての技術的適性
- (6) 安全管理の状況
- (7) 労働福祉の状況

第4 指名競争入札の参加者は、予定価格に対応する等級に格付されている場合は、当該等級に属する有資格者の中から、格付されていない建設工事等種別については、その建設工事等種別に属する有資格者の中から選定するものとする。ただし、次の各号に該当する場合は、当該各号に定める者を指名することができる。

- (1) 工事の施工上特別な技術を必要とする場合にあっては、予定価格に対応する等級より上位の等級に属する有資格者
- (2) 災害その他の理由により緊急に施工する必要がある場合は、予定価格に対応する等級より上位の等級に属する有資格者
- (3) 建設工事等が全体計画の一部である場合は、全体計画の建設工事等予定額を考慮した上、予定価格に対応する等級より上位の等級に属する有資格者
- (4) 前2号による場合のほか、予定価格に対応する等級の下位の等級に属する有資格者で、市の発注工事において工事成績が特に優秀な者
- (5) 有資格者の数が少数である場合その他必要がある場合には、予定価格に対応する等級の直近の上位又は下位の等級に属する有資格者を指名することができる。この場合

指名する者がいないとき又は僅少であるときを除き、指名する者を指名競争入札に参加する者の数の2分の1以下としなければならない。

第5 指名競争入札に付そうとする建設工事等の指名業者数は、別表第2の数以上とする。ただし、特別な技術を必要とする建設工事等その他特別な事由がある場合については、別表第2の指名数を参酌して適切な数の業者を指名するものとする。

附 則

この基準は、昭和54年4月4日から施行する。

附 則

この基準は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年9月10日から施行する。

別表第1 (等級区分に応ずる予定価格)

工種 等級	土木一式工事	建築一式工事	電気工事 管工事
A	特A 2億円以上	特A 5億円以上	
	3,500万円以上	5,000万円以上	600万円以上
B	3,500万円未満	5,000万円未満	
	1,200万円以上	1,200万円以上	600万円未満
C	1,200万円未満	1,200万円未満	

別表第2

区分	予定価格	業者数
建設 工事	5,000万円以上	15
	2,000万円以上 ~ 5,000万円未満	12
	1,000万円以上 ~ 2,000万円未満	11
	500万円以上 ~ 1,000万円未満	9
	500万円未満	8
測量 ・ 設計	500万円以上	建設工事の区分による
	200万円以上 ~ 500万円未満	8
	200万円未満	6

上記区分に該当しないものについては、建設工事区分による。